

ロバート議事法について

JCで議事法というと、「ロバート議事法」を指す。ロバート議事法とは1876年アメリカの軍人であるヘンリー・ロバート将軍が、アメリカ下院の議事運営法を簡素化し、一般の市民団体にも使えるようにした議事法である。

[1] 議題と議案の作成

議題：会議に於ける題目であり、テーマを明確につくること。

議案：案を備えているもので、会議の意志決定を求めて提出される案件であり、その内容を明確に書くこと。(4W1Hを活用)

[2] 議題の具体的進行順序

議案の提案

↓

セコンド（賛成支持）-----参加者の中で、一人でも提案議題を審議する事に賛成の人がいれば例え多数者の支持がなくても会議で審議されるよう少数者の権利をルールで守るために、賛成支持を一人いるかどうか、議長は確かめる必要がある。

↓

↓

↓

↓

議案に対する質問-----質問のみを先に聞いておく。参加者が討議に入る前に同じレベルの理解を得ることができる。

↓

↓

討議に入る-----賛成意見・反対意見をどんどん出す。一人でも多くの人の発言をもらう。

修正、または再修正があれば、討議に入る

↓

議長の判断に依って採決に入る-----参加者の中から採決要求の動議を出して採決に入るときは3分の2の賛成を必要とする。

[3] 議案と議事録

議題：-----の件

議案：-----

以上の通り動議を提出します。

↓

以上のとおり可決す。または、以上のとおり決定

賛成 ○○○○ 票

反対 ○○○○ 票

以上のとおり提案されたが否決す。

■動議処理の手順

発言者：「議長」
議長：「A君どうぞ発言してください。」
発言者：「～することと動議します。」
議長：「～することで動議されました。この動議を支持される方がいますか。」
(セコンド)

【セコンド無】

議長：「どなたもただ今の動議を支持する人がいませんから
本題の討議はいたしません。」

【セコンド有】

議長：「～することが動議され、支持されました。何かご意見はありませんか。」

討議

【動議案の検討】

○もし、動議の提案者が発言を求めた場合は、提案者は最初に発言が認められる。
○発言権の乱用
・長く論じる ・主題の脱線 ・言葉の暴力

議長： 「大体討議も終わったようですが、まだ他に意見のある方がいますか。」

————— 「異議なし」 の声 —————

議長：「ただ今異議なしの声がありましたから、この動議を表決に付したいと思います。」 (表決)

[議長は起立して]
この動議を表決に付したいと思います。

議長：「ただ今の動議を復唱します。」 【動議の復唱】
「……………」

○何をどうするのか、誤解のない様
復唱し、表決にうつる。

議長：「それではただ今の動議に賛成の方、表決ボードを挙手願います。
〃 反対の方 〃
〃 棄権の方 〃

議長：「ただ今の表決の結果、出席会員会議所表決件数〇票中
賛成〇票 (委任状含む)
反対〇票
棄権〇票

よってこの動議は可決されました。
〃 否決 〃

■動議の種類

		セコンドを 要する	修正も可	討論も可	表決を 要す	再審議も可	他の発言を 阻止できる
優先動議	1 会合時間決定	○	○	(1)	1/2(2)	×(7)	×
	2 休会	○	×	×	1/2	×(7)	×
	3 閉会	○	○	(1)	1/2	×(7)	×
	4 緊急質問	×	×	×	ch(3)	○	○
	5 議事日程変更	×	×	×	ch2/3	×	○
補助動議	6 棚上げ	○	×	×	1/2	×	×
	7 採決要求	○	×	×	2/3(4)	○	×
	8 制限つき要求	○	○	×	2/3	○	×
	9 一定時まで延期	○	○	○	1/2	○	×
	10 委員会付託	○	○	○	1/2	○	×
	11 全体の委員会持越	○	○	○	1/2	×(7)	○
	12 修正	○	○	(5)	1/2	○	×
	13 不定期に延期	○	×	×	1/2	○	×
本動議	14 一般議事	○	○	○	1/2	○	×
	15 審議再開	○	×	×	1/2	×(7)	×
	16 再審議	○	×	(5)	1/2	×	○
	17 無効	○	○	○	1/2(6)	○	×
	18 特別議事	×	×	×	1/2	—	×
付帯動議	19 規則の一時停止	○	×	×	2/3	×	×
	20 動議取下げ	×	×	×	1/2	○	×
	21 審議反対	×	×	×	2/3	○	○
	22 議事進行	×	×	×	ch(3)	×	○
	23 議長決定に対する異 議申立て	○	×	○	1/2	○	○
	24 動議を分けて審議	×	×	×	—	—	○
	25 点呼	○	×	×	1/2	—	○

議事動議リスト（注）

○・・・要、可 ×・・・否、不可

1～13 まで優先順序に配列してある。

- (1)・・・この動議は討論できない。修正については討議できる。
- (2)・・・1/2 とは総投票数の過半数。
- (3)・・・議長の裁断のみ、議長に異議あれば全員投票を要する。
- (4)・・・2/3 とは総投票数の2/3 という意味。
- (5)・・・討論可能な動議に限り討論できる。
- (6)・・・通告のないときは、2/3 または全会員の過半数。通告あれば、出席者の過半数。
- (7)・・・再審議不可。しかし、もし否決されれば、一定の時間後再び上程できる。